

平成二十四年第三回定例県議会 提案理由説明要旨

平成二十四年第三回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出しました諸議案の概要について説明申し上げます。

一 県政諸般の報告

(豪雨災害への対応)

この梅雨時の度重なる豪雨は、本県にも大きなつめ跡を残しました。改めて尊い命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

県では、被災後直ちに、災害救助法を適用し、併せて、自衛隊に災害派遣を要請するなど、住民の救助、援護に全力で取り組んでまいりました。また、生活に不可欠な民営水道施設の被害にも、いち早く支援を決定し復旧を進めたところです。

この度の災害では、短期間で二度にわたり被災したことから、住民の皆さんの心の動揺も大きいのではないかと心配されましたが、県や市の社会福祉協議会の募集に応じた一万人に及ぶボランティアによる支援は被災者の大きな心の支えとなりました。

このボランティアをはじめ、県内外から物心両面の温かいご支援、ご協力を賜りました皆様に対し、また、タイ王国など海外からの義援金に対しましても、心から感謝申し上げます。

今回の豪雨災害は、広域でかつ多様な分野に被害が及び、被害総額は五百二億円に達しています。そのため、対策の実施にあたっては関係部局が連携し、全庁を挙げて取り組む必要があると考え、被災直後の七月六日に、水害対策会議を設置し、被災者の支援や道路、河川などの応急的な復旧に取り組んできたところです。この水害対策会議は、被災地にも赴き、市長や町長をはじめ担当職員とも率直に意見、情報交換を行うなど、市や町との連携にも力を入れているところです。そうした中で頂いた意見、要望を踏まえ、応急復旧から本格的な復旧へと段階を着実に進めていくため、先般、大分県復旧・復興推進計画を策定したところであります。

その第一は、被災者の住宅再建支援です。

記録的な大雨による河川の氾濫などにより多くの住家が被害を受け、全半壊や床上浸水は千二百棟を超えました。しかし、数も多く最も支援が必要とされる半壊住宅は、国の生活再建支援制度では対象とされません。県では、平成十八年度から、その半壊住宅への支援を含め、国の制度を補完する県独自の制度を創設し、県民の安心確保に努めています。今回これにより幅広く被災者を支援します。

第二は、農林水産業、商工業等への支援です。

融資利率や保証料率を大幅に引き下げた金融支援を既の実施していますが、特に、農業では、被災による債務拡大が心配されます。返済が困難な償還元金を借り換えて負担を平準化するアシスト資金を準備するほか、既存のほ場整備償還元金に加え、被災農地の復旧に伴い新たに発生する負担について、その軽減を図るため、償還繰延と低利融資により被災農家を支援します。

第三は、学校施設の復旧です。

今回の災害が激甚災害の本激に指定されたことにより、私立学校に対しても公立学校と同様に、国の財政支援が行われますが、この度の私立学校の被害の甚大さを踏まえ、公立学校と同等の補助率となるよう国庫補助に県費を上乗せし助成します。

第四は、道路や河川など社会資本等の復旧です。

公共施設の被害額は四百四十億円を超えるなど大規模な被害となったことから、本格復旧にあたり優先順位を付けて着実に取り組みます。道路では、幹線道路や生活支援道路のほか、集落の孤立を招く恐れのある路線を優先し、河川や砂防では、人命、財産の保全や営農など産業活動の再生に資する施設を優先して復旧します。特に、早期復旧が必要なものは、災害査定前の事前着工なども活用します。併せて、市町では人員が不足し、その確保が困難なことから、県職員を派遣するとともに、市町の復旧事業を県として積極的に受託します。その上で、県で不足する人員については九州各県に八名の応援を求めているところであります。

このほか、被災状況に応じて、原形復旧にとどまることなく、防災機能を高める改良復旧を進めます。

今後は、この復旧・復興推進計画をしっかりと進捗管理しながら、迅速かつ着実に成果を上げてまいります。

二 提出議案の説明

次に、提出しました諸議案の主なものについて、その内容を説明申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算案であります。今回の補正は、豪雨災害からの復旧、復興に向けて取り組む事業を中心に編成しましたが、特に緊急を要する事業について、併せて計上したところであります。補正額は、三百五十四億四百五十三万九千円であり、これに既決予算を加えますと、六千二百十七億七千二百三十三万九千円となります。以下、その内容について説明申し上げます。

(復旧・復興関連補正予算案の概要)

まず、豪雨災害への対応ですが、約三百五億円を計上しています。

今回の豪雨では、多くの住宅や施設が浸水による被害を受けました。そこで、国の生活再建支援制度が対象としない住宅の半壊や床上浸水に対し、また、制度が適用されない市町村における被災住家に対しても、県独自の住宅再建支援金を給付するほか、老人福祉施設や児童福祉施設の復旧経費に対し助成します。

次に、農林水産業や商工業等に対する支援であります。

農林水産業では、農地の復旧を急ぐ一方、きめ細かな営農指導と併せ、被災農家の経営安定を図る低利の特定災害対策緊急資金について保証料を軽減するとともに、既往借入金の償還を借換えにより平準化するほか、表土流出や泥水流入等の被害を受けた園芸産地の生産力回復を図るため、土壌改良等に対し助成します。

林業においては、原木の確保に欠かせない林道、作業道の早期復旧が急務であります。そこで、国庫補助の対象とならない林道の復旧に対し県独自の支援を行うとともに、作業道の復旧についても、森林所有者の負担を十％に軽減するため、県、市町村で上乘

せし助成します。

また、漁場に流出した大量の流木、土砂などによる漁業被害では、中津市、宇佐市で漁港の航路浚渫等を実施するとともに、漁場の流木撤去や海底に堆積した流木の除去に対し助成します。

商工業に対しては、県制度資金について、既に八月六日から融資利率及び保証料率を大幅に引き下げ、実質金利を一・二五%としたところです。また、工場用地の被災について、市町村等による給排水施設などの復旧に対する助成制度を創設し、支援します。

観光では、災害発生に伴う風評により大量の宿泊キャンセルが発生するなど、観光客が減少しています。そのため、既存事業を活用した福岡圏域での観光キャンペーンなどに加え、秋の行楽シーズンに向けて、関西圏、首都圏に対しても県内観光地の元気情報を積極的に発信してまいります。

今回の補正予算の大宗は、甚大な被害を受けた公共土木施設、農地、農業用施設や林地等の早期復旧のための予算です。今年度実施する事業費として、災害復旧事業及び災害関連事業等で約二百八十二億円を計上したところであります。

（復旧・復興関連以外の補正予算案の概要）

今回の補正では、豪雨災害以外にも緊急性の高い事業を計上しました。

まず、県立美術館の建設について、本体建設工事の発注に向け、債務負担行為を設定するとともに、隣接地の取得に係る建物等の移転補償費を計上します。

大分トリニータへの支援も大きな課題です。大分トリニータは、県民の元気の源の一つであり、また、地域経済活性化にも大きな役割を果たしています。加えて、今季はJ1昇格に向かって県民の期待に応える成績を挙げています。そうしたことが県民、サポーターや経済界の支援にも繋がり、予想以上に広がっていることから、行政としても三位一体の一翼を担っていきたいと思います。そこで、これまでもトリニータ支援を行っている財団法人大分県文化スポーツ振興財団が設置するスポーツ振興のための基金に助成し、この基金の活用によりトリニータを支援するとともに、地域スポーツの振興も図ります。

先般、十四万トンの大型クルーズ船「ボイジャー・オブ・ザ・シーズ」の来年四月の別府港入港が発表されました。客船の大型化に伴い、別府港第4埠頭の接岸施設を増強し、併せて、新たにターミナル施設を別府市とともに整備します。

環境・エネルギーの分野では、防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入などを進めるため、国の補助金を受け入れて基金に積み立てるとともに、それを有効活用する事業計画を策定するほか、未利用木質資源の有効利用や森林施業の効率化を図るため、森林整備加速化・林業再生基金を活用し、林地残材等を燃料とするバイオマス発電施設の整備に対し助成します。

このほか、二十三年度決算剰余金の一部を条例に基づき、財政調整基金及び減債基金に積み立てます。

これら歳出に対する主な歳入予算は、国庫支出金 百八十九億千七百十余万円、繰入金 三十三億千四百余万円、繰越金 二十五億五百余万円、県債 九十二億千百万円です。

以上が今回提出しました一般会計補正予算案であります。七月の豪雨災害に対しては、特に緊急を要した避難所の設置や食料品、寝具の供給などの救助対策費、災害援護資金や災害復旧に向けた調査費について、総額七億七百八十万円を専決処分により措置したところであり、第四号報告として承認を求めるものであります。

(今後の財政運営)

こうした中、先般、二十三年度決算を取りまとめました。二十三年度は中期行財政運営ビジョンの最終年度でありましたが、財政調整用基金残高は十六年度以降では最大となる四百五十五億円を確保し、また、県債残高も臨時財政対策債を除く実質的な残高は十年連続で減少させています。こうした行革の成果は、議員並びに県民の皆様のご指導、ご協力のおかげであり、改めてお礼申し上げます。

今回編成した災害対策の補正予算は過去最大の規模となり、専決処分と合わせた一般財源は二十三億円を要しましたが、これまで着実に積み上げた財政調整用基金を活用することで、積極的な対応をとることができました。

今後も、復旧・復興推進計画に沿って、機動的な対策を講じる一方、常に財政収支を見据え、事務事業の厳選と新たな施策の構築に取り組み、県民一人ひとりが安心して暮らし、将来に向かって挑戦できる大分県の実現に向けて、財政基盤を強固なものに整えてまいります。

(予算外議案)

次に、予算外議案について主なものを説明申し上げます。

第八十八号議案 大分県税条例の一部改正については、個人県民税に係る寄附金税額控除の対象として、特定非営利活動法人地域環境ネットワークに対する寄附金を指定するものなどであります。

第九十七号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正については、高校改革推進計画に基づき、山香農業高等学校及び日出暘谷高等学校を発展的に統合し、新たに日出総合高等学校を設置するものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重御審議のうえ、御賛同いただきますようお願い申し上げます。